

経済産業省貿易経済協力局貿易保険課 (パブリックコメント担当)御中

パブリックコメントへの意見

(貿易保険法施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集について)

氏名：	菊川哲哉
所属：	日本機械輸出組合貿易保険委員会 委員長
電話番号：	03-3431-9607(日本機械輸出組合貿易保険グループ)
FAX 番号：	03-3431-8373(日本機械輸出組合貿易保険グループ)
電子メールアドレス：	minamizuka.jmcti.or.jp (日本機械輸出組合貿易保険グループ 南塚)

意見

(内容・理由)

1. 貿易保険法施行令の一部を改正する政令案については、基本的に、我が国プラント関連業界のインフラシステム輸出の拡大及び機械業界の海外ビジネス展開の拡大に必要な貿易保険の機能強化を実現するためのものであり、また、これまで当組合より行ってきた貿易保険のユーザーの立場としての要望に沿った内容でありますので、大いに評価するとともに、支持いたします。
2. ただし、政令案の実施においては、新たな制度の導入や現行制度の変更、これに伴い新たな用語の使用なども多く含まれていること、また当面は既保険契約と新制度に基づく保険契約とが併存することから、当該新制度を積極的に活用し、海外ビジネスの拡大につなげたい貿易保険の利用者に混乱が生じないよう、新たな制度の周知徹底にご配慮頂きたい。
3. 新設された出資外国法人等貿易保険について、第20条第1項における対象貨物の定めについては、「設備」に代えて「機械類」とすることを検討頂きたい。  
設備(航空機及び船舶を含む。)という表記だけでは、必ずしもプラント等の一部分を構成する機械類が対象に含まれないのではないかと懸念します。  
例えば、本邦親会社生産品と在外子会社生産品を相手国で組み合わせるようなケース、プラント受注案件において、本邦からの機器輸出に加え、現地に設立された工事会社が一部機器を現地で調達するようなケース、在外日系企業が一般機械類を単体で出荷するようなケースを想定します。

以上